

岐阜市行政第92号  
平成21年8月20日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・  
個人情報保護審査会  
会長 榊原秀訓



公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する  
不服申立てについて（答申）

平成20年12月1日付け岐阜市行政第211号で諮問のあった岐阜市長が行った一部非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規グループ

## 答　申

### 第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が平成17年4月1日から平成19年4月25日までの間に岐阜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審査資料として委員に渡した文書（以下「本件公文書」という。）のうち一部を非公開とした処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 異議申立ての主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

平成19年5月9日付け岐阜市行政第117号で実施機関が行った一部非公開処分は、取り消すべきである。

#### 2 異議申立ての理由の要旨

異議申立て人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項第2号に該当しない。
- (2) 法人の名称等を非公開にする根拠条文が示されていない。
- (3) 審査会の委員に配布された文書の全部が開示の対象となっていない。

### 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

#### 1 条例第6条第1項第2号の該当性

非公開情報のうち、個人の住所、氏名、生年月日（年を除く。）、郵便番号（上3桁を除く。）、電話番号（市外局番を除く。）、印影及び担当職名、国保資格照会における国保番号、世帯番号及び主個人番号、身体障害者手帳番号、被処分者が顧問をしていたクラブの名称、介護保険証被保険者番号及びサービス提供開始年月日、異議申立て人以外の者が提起した訴訟の事件番号及び通っていた小学校の名称並びに事故対象者を特定し得るおそれのある事故報告書にあっては、法人の名称、法人の印影、事業者名、施設長、所在地、電話番号及びFAX番号については、個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るものの中、通常他人に知られたくないと認められるものであり、この号に該当する。

異議申立て人は、この号に該当しない旨を主張するが、その主張の根拠が明らかにされていない。

#### 2 条例第6条第1項第3号の該当性

非公開情報のうち、石原産業と取引関係にあった法人（フェロシルト撤去計画にかかわったものを除く。）の名称、所在地、連絡先、代表者氏名及び印影については、法人その他の団体に関する情報で、公開することによ

り当該法人等の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるものであり、この号に該当する。

- 3 異議申立人は、異議申立ての理由において、一部非公開決定を通知した公文書公開請求決定通知書の非公開の理由の欄における条例第6条第1項第3号を理由とする部分について、条例の引用条文が明示されてないことを述べている。

しかし、非公開の理由を示す場合において、条文の引用は、条例及び岐阜市情報公開条例施行規則（昭和60年岐阜市規則第34号）では必ずしも求められておらず、実施機関としては、違法なものとは考えていない。

- 4 異議申立人は、異議申立ての理由において、一部公開された文書の中に会議録、答申書案及び答申書が含まれていないことも述べている。

しかし、異議申立人は、本件異議申立書の提出と同時に「平成17年4月1日から平成19年7月20日までの間に岐阜市情報公開・個人情報保護審査会の審査資料として委員に渡した文書（送付したものも含む。）」について公文書公開請求を行ったため、平成19年8月3日付け岐阜市行政第139号及び岐阜市行政第139号の2により、本件異議申立てに係る一部公開決定をした公文書並びに異議申立人が公開を求めていた会議録、答申書案及び答申書をすべて含む公開決定及び一部公開決定を行い、その公開を実施しており、実施機関としては、現在は異議申立人が被る不利益はないと考える。

#### 第4 当審査会の判断

- 1 本件公文書及び実施機関が非公開とした情報

本件公文書の公文書名及び実施機関が非公開とした情報は、次のとおりである。

(1)① 公文書名

障害児保育計画中で自閉症児・者に言及している部分が記載された文書についてなされた非公開処分に対する異議申立てに係る審議に際して委員に配布された資料等（平成17年4月1日から平成19年4月25日までに配布されたもの）

② 非公開とした情報

個人の住所、氏名、生年月日（年を除く。）、郵便番号（上3桁を除く。）、電話番号（市外局番を除く。）及び印影

(2)① 公文書名

平成15年度行政室職員の情報公開関係に係る復命書についてなされた非公開処分に対する異議申立てに係る審議に際して委員に配布された資料等（平成17年4月1日から平成19年4月25日までに配布されたもの）

② 非公開とした情報

個人の住所、氏名、生年月日（年を除く。）、郵便番号（上3桁を除く。）、電話番号（市外局番を除く。）及び印影

(3)① 公文書名

平成16年度分の岐阜市情報公開・個人情報保護審査会議事録についてなされた一部非公開処分に対する異議申立てに係る審議に際して委員に配布された資料等（平成17年4月1日から平成19年4月25日までに配布されたもの）

② 非公開とした情報

個人の住所、氏名、生年月日（年を除く。）、郵便番号（上3桁を除く。）、電話番号（市外局番を除く。）及び印影、国保資格照会における国保番号、世帯番号及び主個人番号並びに身体障害者手帳番号

(4)① 公文書名

職員処分に係る内申書及び処分説明書についてなされた一部非公開処分に対する異議申立てに係る審議に際して委員に配布された資料等（平成17年4月1日から平成19年4月25日までに配布されたもの）

② 非公開とした情報

個人の住所、氏名、生年月日（年を除く。）、郵便番号（上3桁を除く。）、電話番号（市外局番を除く。）、印影及び被処分者が顧問をしていたクラブの名称

(5)① 公文書名

国民健康保険被保険者被保険者賦課状況一覧表等の拒否処分及び市民税賦課額がわかる書類等についてなされた非公開処分に対する異議申立てに係る審議に際して委員に配布された資料等（平成17年4月1日から平成19年4月25日までに配布されたもの）

② 非公開とした情報

個人の住所、氏名、生年月日（年を除く。）、郵便番号（上3桁を除く。）、電話番号（市外局番を除く。）及び印影、国保資格照会における国保番号、世帯番号及び主個人番号並びに身体障害者手帳番号

(6)① 公文書名

老人福祉施設事故報告書についてなされた一部非公開処分に対する異議申立てに係る審議に際して委員に配布された資料等（平成17年4月1日から平成19年4月25日までに配布されたもの）

② 非公開とした情報

個人の住所、氏名、生年月日（年を除く。）及び印影、介護保険証被保険者番号及びサービス提供開始年月日並びに事故対象者を特定し得るおそれのある事故報告書にあっては、法人の名称、印影、事業所名、施設長、所在地、電話番号及びFAX番号

(7)① 公文書名

フェロシルトの搬入時期とその後の経過の分かるもの、搬出計画書及び弁明書についてなされた一部非公開処分に対する異議申立てに係る審議に際して委員に配布された資料等（平成17年4月1日から平成19年4月25日までに配布されたもの）

② 非公開とした情報

個人の住所、氏名、印影、電話番号及び担当職名並びに石原産業と

取引関係にあった法人（フェロシルト撤去計画にかかるものを除く。）の名称、所在地、連絡先、代表者氏名及び印影

(8)① 公文書名

市と係争中の裁判において市の答弁書に使用された語句が記載された記録帳又は記録ノートの保有個人情報開示請求に対する拒否決定に対する異議申立てに係る審議に際して委員に配布された資料等（平成17年4月1日から平成19年4月25日までに配布されたもの）

② 非公開とした情報

個人の住所、氏名、電話番号及び印影並びに異議申立人以外の者が提起した訴訟の事件番号及び同人が通っていた小学校の名称

(9)① 公文書名

不服申立て及び指導要録の提供停止請求に対する拒否決定に対する異議申立てに係る審議に際して委員に配布された資料等（平成17年4月1日から平成19年4月25日までに配布されたもの）

② 非公開とした情報

個人の住所、氏名及び印影

(10)① 公文書名

岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第12条第1項の規定による近隣関係住民説明報告書の公開請求に対する一部非公開処分に対する異議申立てに係る審議に際して委員に配布された資料等（平成17年4月1日から平成19年4月25日までに配布されたもの）

② 非公開とした情報

個人の住所及び氏名

## 2 本件公文書の性質

本件公文書は、審査会が異議申立て事案に係る審査を行うために必要な資料であり、審査会の事務局を担当する実施機関が組織的に保有するものであるから、条例第2条第1号の公文書に該当する。

## 3 条例第6条第1項第2号の該当性

当審査会は、次に掲げる情報が条例第6条第1項第2号に該当するか否かを判断する。

- ① 個人の住所、氏名、生年月日（年を除く。）、郵便番号（上3桁を除く。）、電話番号（市外局番を除く。）、印影及び担当職名
- ② 国保資格照会における国保番号、世帯番号及び主個人番号
- ③ 身体障害者手帳番号
- ④ 被処分者が顧問をしていたクラブの名称
- ⑤ 介護保険証被保険者番号及びサービス提供開始年月日
- ⑥ 異議申立人以外の者が提起した訴訟の事件番号及び通っていた小学校の名称

⑦ 事故対象者を特定し得るおそれのある事故報告書にあっては、法人の名称、印影、事業所名、施設長、所在地、電話番号及びFAX番号

この号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることができることを定めたものである。

また、この号の運用については、条例第3条第1項後段において「個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されることがないよう最大限の配慮をしなければならない」とされているところから、具体的な個々の情報の公開に当たり、個人のプライバシーを十分に保護するためには、条例第6条第1項第2号アからウまでのいずれかに該当する場合には公開するが、そうでない場合には非公開とする運用にならざるを得ないと考える。

そして、①から⑥までの情報は、いずれも特定の個人が識別され、又は識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第6条第1項第2号アからウまでのいずれかに該当するとはいい難い。

また、⑦の情報は、過去に当審査会で、条例第6条第1項第2号に該当すると判断したもの（答申日平成18年11月8日）であり、その判断を変更するような事情は認められない。

したがって、①から⑦までの情報は、この号に該当すると認められる。

なお、異議申立人本人の情報が含まれている場合、岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）に定める保有個人情報の開示請求によれば、異議申立人本人の情報は、開示される。

#### 4 条例第6条第1項第3号の該当性

当審査会は、石原産業と取引関係にあった法人名称、所在地、連絡先、代表者氏名及び印影が条例第6条第1項第3号本文に該当するか否かを判断する。

この規定の趣旨は、公開することにより法人等の事業上の正当な利益を害することを防ぐものである。そして、これらの情報は、過去に当審査会で条例第6条第1項第3号本文に該当すると判断したもの（答申日平成19年1月31日）であり、その判断を変更するような事情は認められない。

#### 5 一部非公開決定を通知した公文書公開請求決定通知書の非公開の理由の欄における条例第6条第1項第3号を理由とする部分について、条例の根拠条文が明示されてないことについて

この点につき、異議申立人が主張するとおり、条例第6条第1項第3号と記載されておらず、不適切である。

しかし、非公開の理由を記載することは、非公開の理由の有無についての実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立て

に便宜を与える趣旨であると解される。

したがって、一部非公開の決定に付記すべき理由としては、公開請求者において条例第6条第1項各号の非公開事由のどれに該当するのかをその根拠と共に了知し得るものでなければならぬと解されるところ、本件の公文書公開決定通知書には、条例第6条第1項第3号の条文が引用されており、公開することにより法人の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められる旨が記載されているから、一部非公開の決定に付記すべき根拠条文を知り得ないわけではない。

よって、この点については、不適切と評価できるものの決定を取り消すべきとまではいえない。

## 6 一部公開された文書の中に会議録、答申書案及び答申書が含まれていないことについて

(1) 異議申立人が提出した公文書公開請求書では、「岐阜市情報公開・個人情報保護審査会委員にわたした文書」と記載されていた。この表現だけからは、会議録、答申書案及び答申書も含むものであったか否かを直ちに判断できない面が感じられる。そこで、この点については、公文書公開請求書の表現だけでなく、実施機関が請求を受けた時点で推し量ることのできた請求者の意思を考慮して決定すべきことになる。そして、その判断のためには、本件処分後の請求者の行動等から遡って請求時点での請求者の意思を推し量ることも有用である。

ところで、異議申立人は、本件処分に係る公文書公開請求書では、「委員にわたした文書」と記載しているのに対し、平成19年7月20日に提出した公文書公開請求書には「委員に送付した文書を含む」と記載している。実施機関の陳述によれば、本件処分に係る公文書公開請求書を受け付けた時点では、審査会の会議の場で渡した文書だけを求められたと認識し、平成19年7月20日に公文書公開請求書を受け付けた時点では、会議録、答申書案及び答申書は、委員へ送付したものという認識があるとのことである。

以上からすると、本件処分に係る公文書公開請求書を受け付けた時点では、会議録、答申書案及び答申書が含まれていると判断することは、躊躇せざるを得ない。

(2) 仮に含まれていたとしても、異議申立書が提出されるのと同時に公文書公開請求がなされたので、本件異議申立てに係る一部公開決定をした公文書並びに異議申立人が求めていた会議録、答申書案及び答申書をすべて含む公開決定及び一部公開決定をし、その公開が実施されているから、異議申立人に実質的な不利益は認められない。

したがって、公文書公開請求書を受け付けた際の公文書の特定における公開請求者とのやり取りにおいて、行き違いがあった可能性があるものの決定を取り消すべきとまではいえない。

## 7 その他

- (1) 今後公文書公開請求に対して、一部公開決定をする際には、公文書公開請求決定通知書に条例の条項を記載されたい。
- (2) 本件では、公文書公開請求書を受け付けた際の公文書の特定における公開請求者とのやり取りにおいて、行き違いがあった可能性があると認められるので、今後はより正確に特定されたい。

## 8 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

## 第5 審査会の審査経緯等

- 平成19年 4月25日 公文書公開請求  
5月 9日 実施機関の一部公開決定及び大量請求による決定期間延長通知  
7月 9日 平成19年5月9日に一部公開決定した部分以外の部分について一部公開決定  
7月20日 異議申立て  
平成20年 12月 1日 諮問  
12月 8日 実施機関に陳述書の提出依頼  
平成21年 1月13日 陳述書提出  
1月19日 異議申立て人に陳述書の写しを送付  
7月10日 審査会開催。実施機関から意見聴取  
8月 7日 審査会開催  
8月20日 答申